



報道発表資料の配付日時 5月6日(金) 16時00分

発表項目	釧路市の高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 釧路管内釧路市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域内（3 km以内）に清浄性確認検査対象農場がないことから、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づき、農林水産省と協議の上、防疫措置完了から10日間が経過した5月8日（日）午前0時をもって搬出制限区域（半径3～10km以内）を解除します。</p> <p>○ 今後、新たな発生等がなければ、防疫措置完了（4月27日）から21日が経過した後、農林水産省と協議の上、5月19日午前0時に移動制限区域（3 km以内）を解除します。</p>		

報道（取材） に当たって のお願い	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。</p> <p>○ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることに加えて、農場の方のプライバシーを侵害しかねないことから厳に慎むようお願いします。</p>		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	釧路総合振興局	

担当 (連絡先)	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部 (農政部農政課企画係 担当者：中谷) TEL：011-231-4111 (内線 27-104) ファクシムル：011-206-6993		
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	--	--